

# 壬生町新型コロナウイルス中小企業事業継続応援金申請要領

## I 申請手続き

### 【受付期間】

令和3年7月1日（木）～12月28日（火）まで ※当日消印有効

### 【申請方法】

下記提出先まで、持参又は郵送で提出してください。

### 【提出先】

〒321-0292

壬生町通町12番22号 壬生町経済部商工観光課 宛

### 【申請書類】

- (1) 壬生町新型コロナウイルス中小企業事業継続応援金交付申請書兼請求書  
（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 振込口座の確認できる書類

## II 壬生町新型コロナウイルス中小企業事業継続応援金の概要

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により業績が悪化し、売上が減少した町内の事業者に対し、事業継続のための支援として事業継続応援金を交付致します。

### 2 交付額

法人 100,000円

個人 50,000円

※申請は、1事業者につき1回限りとさせていただきます。

## III 申請要件

本補助金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方とします。

- (1) 町内に従業員が常駐している事業所を有していること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。

- (3) 令和3年度中小企業者が所有する事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の軽減措置を受けていること。
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 今後も引き続き壬生町内で事業を実施する意思のあること。
- (6) 壬生町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、又は同条第2項に規定する暴力団員、同条第3項に規定する暴力団員等でないこと。

#### IV その他

##### 1 補助金に関する問合せ先

壬生町経済部 商工観光課 商工振興係 TEL 81-1845

##### 2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

- (1) 町のホームページからダウンロード
- (2) 壬生町役場、壬生町商工会で入手可能です。

##### 3 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは補助金を交付します。

##### 4 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を発送いたします。
- (2) 申請書類の審査の結果、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付に関する通知を発送いたします。 交付の条件

本応援金の支給後、本町での事業継続の意思が確認できない場合は、交付決定額の全部又は一部を取り消し、応援金の返還を求めることがあります。

##### 5 その他

- (1) 本補助金の交付決定後、虚偽申請等の不正や申請要件に該当しないこと等が判明した場合には、壬生町は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、町に補助金を返還することとなります。
- (2) 壬生町は、補助金の支給前又は支給後にかかわらず、必要があると認められる場合は、現地調査又は協力金の申請者若しくは交付を受けた者に報告若しくは書類の提出を求めることがあります。
- (3) 壬生町は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- (4) この補助金は、確定申告が必要な収入となります。